

滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）

～文化で滋賀をもっと元気に！～

素案

目次

I. 滋賀県文化振興基本方針の位置付け等	P 1
II. 滋賀の文化に関する現状と課題	P 2
III. 基本目標	P 14
IV. 文化振興施策の柱および重点施策	P 16

I. 滋賀県文化振興基本方針の位置づけ等

1. 滋賀県文化振興基本方針の位置づけ

文化は、感性や創造力を育むとともに、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となるなど、地域社会の発展に欠かせないものであり、今、心の豊かさや人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増してきています。

こうしたことから、滋賀県では、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を、平成 21 年 7 月 23 日に施行しました。

「滋賀県文化振興基本方針（以下「文化振興基本方針」という。）」は、文化振興条例第 4 条に基づき策定するもので、文化振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することにより、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することを目的としています。

2. 文化振興基本方針の期間

この文化振興基本方針は、滋賀が目指す将来の姿を見据えた、5年間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）の方針とし、今後の諸情勢の変化を踏まえ必要に応じ変更します。

3. 文化振興基本方針が対象とする文化の範囲等

（1）文化の対象分野

文化振興条例における、第 3 章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化等）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、教育、福祉、産業等の分野との関連施策も含めています。

（2）文化活動の範囲

文化活動には、「創作」だけでなく、「鑑賞」「保存・継承」「支援」なども含みます。

Ⅱ. 滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀の文化環境

私たちのふるさと滋賀は、母なる琵琶湖を中心に近江盆地と呼ばれる一つのまとまった地形をなしています。県土の約6分の1を占める琵琶湖の周りを広大な田園や、緑豊かな山並などが取り巻く穏やかな環境の中で、自然と共生する文化が育まれてきました。

同時に、本県は日本列島のほぼ中央に位置し、歴史上重要な舞台となってきました。古代においては、畿内から国内への文化波及や若狭経由の大陸文化の導入に大きな役割を果たし、7世紀には大津に都が置かれるなど、我が国の文化先進地となりました。中世以降は東海道、中山道、北国街道など主要街道の結節点として物資流通の拠点となり、人、もの、情報が行き交う日本の回廊というべき様相を呈していました。

こうした地理的条件もあって、彦根城、安土城跡、紫香楽宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五個荘の伝統的な町並や長浜曳山まつり、信楽焼など、地域の文化財が京都や奈良などに次いで豊富であり、県内それぞれの地域が伝統行事などとともに大切にし、継承してきたという特徴があります。

また、独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性などが培われ、初代遣隋使の小野妹子、遠く東北や北海道へ商品や文化を運び地域経営を行った近江商人、日本の陽明学の開祖で近江聖人として知られる中江藤樹など、多くの先人が新しい時代を切り拓く先駆者として大きな業績を残してきました。

近年では、京阪神や中京という大都市圏に近接する地理的条件と相まって、第2次産業の構成比が高い内陸工業県という社会的特性を有しており、国内外から転入してきた住民、特に若者の比率が増えています。

加えて、県立図書館、近代美術館、陶芸の森、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなど特色ある文化施設の整備とともに、企業の立地、県立大学や芸術系大学をはじめ様々な専門分野の大学による知的財産の蓄積など、文化を支える基盤整備が進み、県民の文化活動が活発になってきました。

さらに、経済のグローバル化や、情報通信、輸送技術の高度化により、多様な人々や国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え、多様な感性による新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形づくっています。

一方、平成26年10月1日現在の本県の人口（推計値）は前年比較で48年ぶりの減少となり、既に人口減少局面に入ったと推測されるため、人口減少に歯止めをかけながら地域の伝統文化を保存、継承し、活かすことにより豊かな滋賀をつくっていく必要があります。

2 滋賀県の文化行政の主な変遷

滋賀県は、戦後まもない昭和 29 年に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和 47 年には、「文化の幹線計画」を策定し、その後、文化芸術会館、図書館、近代美術館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなどの文化施設を順次整備してきたところです。

また、昭和 46 年から芸術祭を、昭和 51 年から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。

昭和 51 年には「湖と文化の懇話会」、平成 2 年には「淡海文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成 13 年には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成 13 年に文化芸術振興基本法が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進などが課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成 18 年に学識経験者などによる委員会を設置し、平成 19 年に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。

この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。

その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成 21 年 7 月に、文化振興条例を制定したところです。

今後、文化振興条例に基づく文化振興基本方針に沿った取組など、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力あふれる地域社会の実現を目指すこととしています。

年度	文化行政の主な変遷
昭和29年	滋賀会館開館
昭和36年	琵琶湖文化館開館
昭和46年	第1回県芸術祭開催
昭和47年	文化の幹線計画 →S50～S63 文化芸術会館開館、H10 びわ湖ホール開館 S55図書館、S59近代美術館、S63文化産業交流会館、 H2陶芸の森、H4安土城考古博物館、H8琵琶湖博物館
昭和51年	湖と文化の懇話会（～S52） 第1回県文化賞贈呈
昭和54年	文化の屋根委員会（～S60）
昭和59年	滋賀県立近代美術館開館
昭和63年	滋賀県立文化産業交流会館開館
平成2年	淡海文化を考える懇話会（～H3）
平成5年	「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
平成10年	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール開館
平成12年	滋賀県文化創造懇話会（～H13）
平成13年	「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定 （国において文化芸術振興基本法が制定）
平成16年	「県立文化芸術会館のあり方について」公表
平成18年	5文化芸術会館廃止（4館→市移管、1館→しが県民芸術創造館） 指定管理者制度導入（びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など） 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会（～H19）
平成19年	「滋賀の文化振興のあり方」提言（滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会）
平成21年	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行
平成23年	3月「滋賀県文化振興基本方針」策定 「美の滋賀」発信懇話会、滋賀県立近代美術館機能・発信力強化検討委員会、近江の仏教美術等魅力発信検討委員会、アール・ブリュット発信検討委員会設置
平成25年	滋賀会館閉鎖

3 社会情勢の変化

(1) 国の文化政策の動向

平成 24 年（2012 年）6 月に公布・施行された「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」により劇場、音楽堂等の意義や役割が位置付けられ、同法に基づく指針（「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」）では、劇場、音楽堂等の設置者または運営者には、実演芸術団体や大学等と連携・協力し、研修その他の機会を設けることにより、事業を行うために必要な専門的能力を有する人材を招請することが求められています。

また、平成 27 年（2015 年）5 月 22 日に閣議決定された文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）では、平成 32 年度（2020 年度）までの 6 年間で対象期間として 5 つの重点戦略が打ち出されるとともに、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿が明示されました。

本県においても、このような国の動向を踏まえて文化振興施策を進めていく必要があります。

(2) 東日本大震災の発生

東日本大震災からの復旧・復興の過程においては、文化芸術が心の安らぎや勇気を与え、地域の絆を強め、明日への希望を与えると同時に、復興への歩みを進める人びとの心の支えとなることが再確認されました。

また、震災により地域が壊滅的な被害を受けた中で、人びとが地域に根ざした伝統的な行事や民俗芸能をいち早く復活させたことが、自律的な復興の力になったという事例もあります。

このように、東日本大震災を機に改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっています。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定

平成 32 年（2020 年）のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定しました。

文化庁では平成 27 年 7 月に「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想について」を公表し、東京オリンピック・パラリンピックではスポーツの祭典とともに、文化の祭典として史上最大の文化プログラムに取り組む方針を明確にし、全国津々浦

々で魅力ある文化プログラムを展開し、国内外の人々を日本文化で魅了したいという考えを示しました。

本県でも文化プログラムを通じて本県文化の魅力を国内外に発信し、交流の輪を広げ、地域の活性化につなげるため、市町や関係機関・団体、県民とともに取組を進めていく必要があります。

(4) 県の文化行政を取り巻く変化

①人口減少社会の到来

滋賀県においても、増加傾向にあった人口が2014年（平成26年）から減少局面に入ったとみられ、10月1日時点では、48年ぶりの減少。前年同月比では8月から5ヵ月連続の減となっています。

人口減少社会では、農山村地域の過疎化の進展、地域コミュニティの希薄化・弱体化など、様々な問題が起こることが懸念されており、地域資源の活用やアートを活かした過疎地の再生の試みなど、文化芸術活動による地域再生の取組が注目されています。

②外国人観光客の増加

日本の訪日外国人旅行者数は、2012年（平成24年）の約836万人から2013年（平成25年）には約1,036万人と大きく飛躍し、史上初めて1,000万人を超えました。2014年（平成26年）にはさらに1,300万人に達し、今後も東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントの開催により増加が見込まれています。

滋賀県でも2013年（平成25年）の外国人延観光入込客数は約19万6千人で、前年比39.1%増となっています。

これから2020年に向け、インバウンドの増加が見込まれる中で、情報発信や施設の多言語化対応などの対応が求められています

③「滋賀県基本構想」および「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」の策定

滋賀県では、平成27年度からの県政経営の総合的な指針であり、また、県民、関係団体、企業、行政が共有する将来ビジョンでもある滋賀県基本構想「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」を平成27年3月に策定しました。

この基本構想では、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げ、県民の皆さんとともに、「新しい豊かさ」を追求していこうとしています。

また、基本構想の重点政策編の6「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造」の目指す方向の実現に向け、平成36年度（2024年度）までに県として戦略的に取り組む施策の指針として、「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」が策定されました。

④日本遺産の認定

文化庁は平成27年に日本遺産を公表し、滋賀県からは「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」が認定されました。

日本遺産は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的とされており、今後、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化などにも貢献するものです。

今後は、認定された日本遺産を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることが求められています。

⑤新生美術館の取組

滋賀の豊富な美の資源を活かし、県の魅力と住み心地の向上を図るため、平成23年度に「美の滋賀」発信懇話会と3つの検討委員会を設置し、その中でいただいた提言を踏まえ、滋賀の美の魅力に触れる機会や場を提供し、地域や現場と交流しながら「美の滋賀」を内外に発信する拠点として新生美術館の整備を進め、平成31年度の開設を予定しています。

新生美術館では、近代美術館が収蔵する近代・現代美術に加え、全国に誇るべき質・量ともに優れた神と仏の美、国内外で注目されているアール・ブリュットを合わせ、過去から現在までの多様な滋賀の美の財産を将来に引き継ぎ、守り、発信するとともに、県民生活の満足度の向上、次世代の育成、共生社会の実現、経済の振興、地域の活性化、さらに今、最も必要とされている、地域や人をつなぐ取組として推進していきます。

4 各分野の現状と課題

(1) 創造性豊かな芸術活動について

滋賀県には 24 の文化協会があり、各協会を構成する単位団体の総数は約 1,000 団体、会員総数は約 18,000 人となっています。また、主な県域の文化団体は 27 団体あり、その構成団体の総数は約 400 団体、会員総数は約 5,300 人と、多くの県民が多様な文化活動を行っています。(平成 26 年度調査)

また、滋賀県芸術文化祭の一環として、文化団体が中心となって美術展覧会、写真展覧会、文学祭が長年開催されてきており、民間団体や市町などが主催する参加事業を含め参加者数が約 42 万人(平成 26 年度)であるなど、県民の芸術活動が活発に行われています。

一方、県立文化施設においても創造性豊かな芸術活動の促進が行われ、びわ湖ホールにおける優れた舞台芸術公演や、近代美術館における企画展示、陶芸の森における若手陶芸家への創作活動の場の提供など、各施設において特色ある事業が展開されています。

さらに、芸術系専門課程を有する高校・大学や、企業、NPOなどによって、芸術家の育成や芸術創造活動の支援など様々な取組が行われており、県民の創造性豊かな活動の促進に貢献しています。

2020 年オリンピック・パラリンピックの文化プログラムに向け、県民の芸術活動がより一層活発になるよう、民間団体、市町などと連携・協働しながら、これまでの取組を拡充し、効果的に進めていくことが必要です。

(2) 地域において継承されてきた文化的資産について

滋賀県は、国宝彦根城など重要文化財の件数は 816 件で全国第 4 位であるなど、質・量ともに誇るべき文化財を保有しています。

また、琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた暮らしの中で、地域において大切に継承されてきた地域行事、祭り、郷土料理などの伝統文化も数多い状況です。

さらに、社会への貢献や人間関係を大切にしてきた近江商人の生活信条など、現代の人々が学ぶべき示唆と教訓に満ちた独自の文化があります。

これらの文化的資産は県民共有の財産であり、全国に誇りうる地域の宝ですが、身近にありながら、県民自身の認識が高いとは言えません。

人口減少局面を迎える中で、守り手である所有者や保護団体の抱える課題を把握し、貴重な文化的資産を再認識し、次の世代へ継承するため適正な管理を行うとともに、これらに親しむ機会の充実や、地域づくりをはじめ幅広い分野で活用・発信することなどが求められています。

(3) 魅力ある風景について

滋賀では、琵琶湖を田園や山並などが取り巻く穏やかな自然や、古代から交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた地理的条件などを背景として、人々の生活とともに滋賀ならではの風景が形成されてきました。

重要文化的景観に全国で初めて選定された「近江八幡の水郷」や、日本の棚田百選に選定された高島市畑の棚田、大津市坂本、東近江市五個荘金堂などの重要伝統的建造物群保存地区など、魅力ある風景が継承されています。

一方、近代化していく中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり滋賀の風景が変貌し、ふるさとのよさが失われつつあります。

滋賀固有の風景は、それぞれの地域に根差した生活文化そのものを反映して今に息づいており、私たちに安らぎを与え、ふるさととして心のよりどころとなるものであることから、大切な宝として、県民、市町、県などさまざまな主体が連携・協働して、次の世代へ引き継いでいくとともに、魅力ある景観を活用した取組を推進する必要があります。

(4) 文化活動の場について

①文化施設について

県では、県民が多彩な文化・芸術に身近に触れ、親しめるように、県立図書館、近代美術館、文化産業交流会館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなどの文化施設を順次整備し、特色ある事業を展開しています。

市町や民間においても、文化施設の整備が行われ、事業展開で高い評価を得ている施設もあります。

文化施設は、県民の鑑賞機会の提供、創作活動、参加支援活動に加え、地域における文化活動の拠点となるなど社会的な意義や役割は大変大きいことから、今後とも、その機能が発揮できるよう、県民ニーズを踏まえつつ、施設間の連携など工夫を加えながら着実に事業を展開していく必要があります。

また、今後増加が予想されるインバウンドへの対応に向け、施設間の連携した情報発信や多言語化対応が必要とされています。

②文化施設以外の活動場所

各種民間団体、市町などの主体的な取組により、公園、病院、大学、商業施設、民家、社寺、公民館など様々な場所において、県民の文化活動の発表や鑑賞機会の提供が行われています。

また、文化施設から学校、商業施設などへ出向いて、舞台芸術公演や作品展示などを行うアウトリーチ活動（芸術普及活動）も頻繁に行われています。

このように、様々な場所で行われている文化活動について、民間団体および市町の果たす役割が大きいことから、多様な主体が連携・協働しながら、まちかど等を含めた文化活動の場の充実を図ることが必要です。

(5) 文化に関する情報について

インターネットを活用した文化情報発信サイト「滋賀文化のススメ」や学習情報提供システム「におねっと」の運営などを通じて、県民の文化活動を発信し、文化情報に容易にアクセスできる環境を整備してきました。

また、文化施設のホームページや情報誌の発行、県内文化情報誌「れいかる」の発行などを通して、文化情報を収集・発信しています。

一方、民間においても、インターネットや情報誌を活用して多様かつ特色のある情報が発信されており、文化に関する情報は量的には豊富と言えます。

今後、より多様な媒体、手段により情報提供を行うことが効果的であることから、幅広いノウハウをもったマスコミなどの取組と効果的に連動させていく必要があります。

(6) 文化に関する交流について

滋賀は、古くから京都との結びつきが強く、琵琶湖の水運に加えて、東海道・中山道・北国街道といった主要街道が県内を通過していたことなどから、交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史上の重要な舞台となってきました。

近年は、主に京阪神都市圏の拡大の影響を受け、海外や国内から転入してきた住民、特に若者が増えてきました。

こうした中、経済のグローバル化や、情報通信、輸送技術の高度化により、多様な人々の国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え多様な感性による新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形成しています。

平成 26 年度に本県は人口減少局面に入ったと推測され、滋賀の地域文化の独自性・固有性を保ちつつ、活かし、発信することにより文化交流を促進し、豊かな滋賀をつくっていくことが必要とされています。

(7) 産業の分野との連携について

滋賀には、近江上布などの伝統的工芸品のほか、長浜ちりめん、信楽焼、高島綿織物、湖東麻織物などの地場産業があります。

また、延暦寺、多賀大社など全国に誇りうる社寺など多くの文化的資産を有しており、県内外から多くの観光客が訪れています。さらに、こうした資産を活かして、長浜の黒壁を中心とする文化とまちづくりの連携、彦根城を活かした文化と観光との連携など、

様々な取組が行われており、文化的資産の保存・活用や滋賀のブランド力の向上にも寄与しています。

また、地域の人々が農業や水産業を通じて守り育ててきた祭りなどの伝統行事や心なすしに代表される伝統的な食文化、また農山村の日常の営みにより形成された里山や棚田などの風景はかけがえのないものとなっており、こうした地域に根ざした財産を私たちは次世代へ継承していかなければなりません。

このように、産業の分野と文化の振興は密接な関わりがあることから、相互に緊密な連携を図り、効果的に発信することにより文化振興を推進していくことが求められています。

(8) 高齢者、障害者等の文化活動について

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、とりわけ文化活動の環境が十分とは言えない高齢者、障害者などに配慮する必要があります。

滋賀県は、全国に先駆けて福祉施策に熱心に取り組んでおり、誰もがいきいきと暮らせる福祉社会を目指していることから、美術館・博物館においても高齢者（65歳以上）や障害者に対する観覧料の優遇措置などを設けています。

また、高齢者や障害者の生活を支援する施設においては、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるサービスが提供され、陶芸、音楽、写真など自己表現を行う文化活動も積極的に取り組まれています。

特に近年、アール・ブリュットなど様々な境界を越えた障害者等の芸術文化が国内だけでなく国際的にも注目されています。2010年にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」は反響も大きく、また2013年にはヴェネチア・ビエンナーレに澤田真一さんの作品が招聘されるなど、国際的にも注目が集まっています。

今後、福祉分野との連携を図りながら、人間の内なる自然の力を回復させていく芸術の可能性に着目して、音楽、ダンス、美術などの芸術文化を医療面や高齢者の生きがいづくりに活用するとともに、高齢者、障害者などが自己表現できる機会として、文化活動を促進していくことが求められています。

(9) 青少年の文化活動について

青少年が多様な文化・芸術に触れられるよう、青少年を対象のびわ湖ホールオペラへの招待や普及活動などのほか、文化ホールにおける舞台芸術公演での青少年料金の設定による鑑賞機会の提供を行っています。

美術館および博物館では、小中学生観覧料の優遇をはじめ、近代美術館における小中学校向けのワークショップ「たいけんびじゅつかん」や、陶芸の森における本物の陶芸

作品の鑑賞や「土」を素材とした創作体験プログラム（「つちっこプログラム」）など、様々な取組を進めています。

また、新しい文化を生み出す原動力となる大学生が県南部地域を中心に増えており、若者が集うダンスやポップスのバンド活動が、大学やまちかどなどでも活発化しています。

今後とも、次代を担う青少年の感性を磨き、創造力を育む上で、多様な文化・芸術に触れる機会を拡充することが必要です。

(10) 学校教育における文化活動について

滋賀県では、昭和58年から、県内の小学5年生が学習船「うみのこ」で宿泊し、滋賀の水環境や水文化を学べるように取り組んできました。また、子どもたちが学校教育において、滋賀の森林や田んぼ等での体験学習を通して、様々な文化を学べる取組を行っています。

さらに、NPOによる取組を継承して、平成20年に民間団体や県など多様な主体で構成する「しが文化芸術学習支援センター（現、滋賀次世代文化芸術センター）運営委員会」が設立され、学校と文化施設・芸術家などをつなぐ連携授業を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供しています。

また、びわ湖ホール声楽アンサンブルによる「学校巡回公演」「ふれあい音楽教室」のほか、高等学校総合文化祭の開催、さらには美術館、博物館における高等学校などの学校行事の一環として利用する場合の観覧料の優遇など、文化活動の充実に向けた様々な取組が行われています。

子どもたちが本物の文化・芸術に触れ、親しめるよう、今後とも学校教育における文化活動を充実させ、次代の文化の担い手として豊かな感性を育てることが求められています。

(11) 文化の継承・発展を担う人材について

本県では、今日まで小説家、歌人、詩人、脚本家、画家、演奏家、陶芸家などを多数輩出し、滋賀の地を舞台にした小説、詩歌、歌曲などの作品も数多く生み出されてきました。また、近年では、芸術系専門課程を有する高校・大学や文化施設、企業、NPOなどの多様な主体の取組により、滋賀から多くの芸術家など文化活動者を輩出しており、新たな文化を創造することによって、本県の魅力を全国・世界へ発信しています。

芸術家など文化活動者は、伝統文化の継承や新たな文化を創造する中核的な役割を担っていることから、若い人材が育つ場の拡大などへの支援を充実することが必要です。

また、琵琶湖博物館の「はしかけ」や近代美術館の「美術館サポーター」など、文化

施設におけるボランティアに加え、滋賀次世代文化芸術センターにおける、学校と文化施設をつなぐコーディネーターの育成など、文化活動を支える人々の役割が重要になっています。

このように、NPO、企業、大学、文化施設などが、専門知識・人材・設備などを活用して相互に連携しながら、滋賀の文化の継承・発展を担う人材が育つ環境を整備することが求められています。

Ⅲ. 基本目標

滋賀の文化は、創作活動をされている方、多様な文化に触れ親しまれている方、地域の文化財やまつりなどを守り伝える方など、全ての県民の皆さんが育んでいます。また、その振興のため、民間団体や行政などが、様々な取組を行っています。

こうした多様な主体の取組を通じて滋賀の文化の魅力が高まり、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀が実現します。

このことから、滋賀が目指す将来の姿は、次のとおりとします。

滋賀が目指す将来の姿

多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

私たちを取り巻く社会情勢が日々変化を遂げる中で、この将来の姿を思い描き、県民の皆さんをはじめ、民間団体、行政など県全体で、文化の価値を再認識し、大切にすることが必要です。

また、独自の歴史や風土、暮らしの中で、先人から受け継がれてきたまつりや文化財など滋賀の個性ある文化の潜在的な力に気づき、光をあてるとともに、こうした文化を継承し、より発展させて次代に引き継いでいくことが求められています。

一方、滋賀では多くの作家の活動や各地での現代美術などを活用したイベントの開催、アール・ブリュットの広がりなど、新たな芸術文化も創造されてきており、風景など自然環境の美と相まって、重層的な広がりを見せています。こうした滋賀の文化の持つ特色を、私たち自身がしっかりと捉え、編み直して次代へと伝えることにより、絶えず交流が生まれる魅力ある社会を築いていかなければなりません。

文化は、人々の感性や創造力を育み、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力を持っています。私たちは、文化が社会に資する力をしっかりと認識し、これを活かした取組を行うとともに、その魅力を国内外に効果的に発信することで、元気で創造的な地域をつくることができます。

これらのことから、5年後の基本目標を次のとおりとします。

基本目標（5年後）

～滋賀の文化力を高め、発信することで
地域が元気になっていく姿～

- 文化を大切にする気運が盛り上がる
- 子ども・若者が文化に親しむ
- 滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、新たに創造される芸術文化などと合わせて文化力が高まる
- 滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく

Ⅳ. 文化振興施策の柱および重点施策

基本目標である「滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿」を実現するために、県は、文化団体※1や企業、大学、文化施設※2、市町などと連携・協働しつつ、県民の皆さんの主体的な文化活動が活発になり、滋賀の文化が継承され、一層発展していくよう取り組んでいきます。とりわけ、県が担うべき広域的あるいは専門的な取組を中心に、次の3つの文化振興施策の柱および9つの重点施策を定めます。

1. 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

滋賀の文化は県民の皆さんが長い年月をかけて、築き上げてきたものです。また今、豊かな感性や国内外との交流により新たな文化も創造されています。これらは県民の財産として国内外へ発信する力を持っており、私たちの誇りとなるとともに、人口減少社会の到来による過疎化の進行や地域コミュニティの弱体化が危惧される中、文化芸術活動による地域の魅力向上や人の交流促進による、地域を活性化させる力として滋賀のイメージを高め、多くの方が滋賀を訪れる機会を創出します。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて全国津々浦々で開催される文化プログラムを、本県の豊かな文化の魅力を広く国内外に発信するとともに、また地域の文化力を高める好機と捉え、本県の魅力ある文化的資産を活用・発信する取組を県民と共に進めます。

【重点施策】

- (1) 文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信
 - ① 観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用
 - ② 魅力ある文化的資産の発信・交流の促進
 - ③ 芸術創造の促進
- (2) 地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用
 - ① 滋賀ならではの文化的資産の発掘
 - ② 滋賀ならではの文化的資産の保存と活用
- (3) 新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進
 - ① 幅広い県民が参加できる多彩な事業展開の推進
 - ② 文化芸術の力を活かした若者の交流機会の創出

2. 未来の文化の担い手の育成

魅力ある文化は、人々の豊かな感性や創造力を通じて生まれ、未来へ継承されていくものです。

こうしたことから、豊かな感性や創造力をもつ子どもや若者が育ち、芸術家・伝統芸能伝承者などの専門的な取組や、文化活動を支えるボランティアなどの取組が活発に行われている姿を目指して、次の重点施策により未来の文化の担い手を育てていきます。

【重点施策】

(4) 子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実

- ① 子ども・若者向け公演・展示などの拡充
- ② 文化施設の観覧料の優遇
- ③ 地域における文化体験学習の充実
- ④ 学校教育における文化体験学習の充実
- ⑤ 教員を対象とした文化研修機会の充実

(5) 若手芸術家等の育成・支援

- ① 若者の文化活動の促進
- ② 若手芸術家、伝統文化伝承者などの育成・支援
- ③ 顕彰制度の充実
- ④ 若手芸術家などの活動情報の収集および情報発信支援

(6) 文化活動を支える人材（アートマネージャー等）の育成・支援

- ① 文化活動を支える専門人材の育成・支援
- ② 文化ボランティアの育成
- ③ 教員を対象とした文化研修機会の充実（再掲）

3. 県民の主体的な文化活動の促進

滋賀の文化の担い手は、県民の皆さん一人ひとりです。県内各地において文化活動が活発になることで、魅力ある滋賀の文化が育まれます。

また、文化活動を通じて地域社会への参加が促進され、コミュニティの形成にも大きな役割を果たします。

滋賀の豊かな自然や風景を背景に、暮らしや独自の文化の中で育まれてきた滋賀ならではの「美」を活かした取組を進め、県民の皆さんが、多様な文化・芸術に気軽に触れ親しみ、自ら文化活動を活発に行っている姿を目指して、次の重点施策により主体的な文化活動を促していきます。

【重点施策】

(7) 「美の滋賀」づくりの推進

- ① 滋賀の美の魅力を県民自らが伝える舞台づくり
- ② 新生美術館を核とした地域や現場との交流と県内外への発信

(8) 自立的な文化活動の促進

- ① 文化団体の自立的な活動の促進
- ② 文化ボランティア活動の促進
- ③ 企業などによる文化活動支援の促進
- ④ 後援、顕彰などの推進

(9) 文化活動の環境の整備

- ① 県内文化施設のネットワーク化による有効活用
- ② 文化活動の場の拡充（文化施設以外の場所）
- ③ 障害者、高齢者、子育て中の保護者などの文化活動の充実
- ④ 情報の発信・取得の環境整備の推進

※1 文化団体とは

市町の文化協会、文化連盟、分野ごとに組織された県域の文化組織、演奏団体、劇団、作家集団、文化財保護・活用団体、景観保全組織、各種の支援組織など、地域や県域で文化活動を行う各種の団体とします。組織形態は任意団体、NPO法人、社団法人など様々です。

※2 文化施設とは

文化ホール、美術館、博物館、図書館、公民館、まちづくりセンターなど文化活動が行われている施設とします。